

令和 6 年度 後期選抜募集要項

福島県立郡山東高等学校

〒963-8832 郡山市山根町 1 3 番 4 5 号

電話 0 2 4 - 9 3 2 - 0 8 9 8

ホームページ <https://koriyamahigashi-h.fcs.ed.jp/>

E-mail koriyamahigashi-h@fcs.ed.jp

1 募集定員

前期選抜により定員を充足しない場合のみ実施する。

普通科 240 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

本校の後期選抜に出願することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）、及び中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

3 出願手続き及び提出書類

中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。
中学校卒業者及び卒業見込以外の者は、直接、本校校長に提出する。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会作成の用紙を用いること）

入学検定料として 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。（ただし、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者については、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付すること）

② 令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）（中学校作成の用紙を用いること）

③ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

ただし、前期選抜又は連携型選抜に出願した者は、氏名等を記入しないで斜線を引く。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

③ 履修証明書、学習成績証明書

④ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

ただし、前期選抜又は連携型選抜に出願した者は、氏名等を記入しないで斜線を引く。

(3) 中学校長は、入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（様式共通 4 号の 2）を添付する。

4 出願期間

令和 6 年 3 月 15 日(金)から 3 月 18 日(月)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形 3 号で 694 円分の切手を貼付し、住所・志願者氏名を記入したもの）を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校、保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一 5 号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数又は保健室等登校日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入した返信用封筒（長形 3 号で 84 円切手を貼付したもの）を同封する。

提出期間は、令和 6 年 3 月 15 日(金)から 3 月 21 日(木)までとする。

郵送の場合には、3 月 21 日(木)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

6 出願先変更

令和 6 年 3 月 19 日(火)に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

出願先を変更する手続き等は、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

7 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通 7 号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

8 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として選抜を行う。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。「各教科の学習の記録」以外の記載項目については点数化しないが、その内容を精査する。
- (2) 面接 個人面接を実施する。面接については、段階評価する。
- (3) 小論文 資料を読み、設問に答えるとともに、自分の考えを総字数 400 字程度で論じるものとする。小論文については、点数化し、135 点満点とする。

9 小論文及び面接の日時及び会場

- (1) 日時 令和 6 年 3 月 22 日(金) 午前 9 時～

- ① 集合時間 午前 8 時 30 分
- ② 小論文 午前 9 時～午前 9 時 40 分
- ③ 面接 午前 10 時～

- (2) 会場 本校

- (3) 持参物

- ① 受験票
- ② 上ばき
- ③ 筆記用具

* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は、試験会場に持ち込まないこと。

1 O 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日(月)午後3時以降に発表する。(合格者発表等に関する電話の問い合わせには一切応じない。)
- (2) 合格者には、当日本校において合格通知書を交付するので、受験票を持参すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

1 1 その他

- (1) 入学者の事前指導、入学式の日程及び入学後の経費等については、合格者発表時(3月25日)に合格者本人に通知する。
- (2) 本校における入学者選抜事務での氏名等の漢字の取り扱いについては、コンピュータ等で一般的に使用されているものを用いる。
- (3) 入学者選抜に関するその他のことがらについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。